

# 育成就労制度への法改正について

令和 7 年 1 2 月 1 2 日

外国人技能実習機構福岡事務所熊本支所



# 育成就労制度について

# 育成就労制度の概要



世界をつなぐ、未来をつくる。  
出入国在留管理庁  
Investigation Services Agency

ひとくらし、みんなのため  
厚生労働省  
Ministry of Health, Labour and Welfare

令和6年6月21日、「出入国管理及び難民認定法及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部を改正する法律」が公布されました。

それにより、技能移転による国際貢献を目的とする技能実習制度を抜本的に見直し、我が國の人手不足分野における人材の育成・確保を目的とする育成就労制度が創設されます（育成就労制度は令和6年6月21日から起算して3年以内の政令で定める日に施行されます。）。

## 育成就労制度の目的

「**育成就労産業分野**（育成就労制度の受入れ分野）」（※）において、我が国での3年間の就労を通じて**特定技能1号水準の技能を有する人材を育成**するとともに、当該分野における**人材を確保**すること。

（※）特定産業分野（特定技能制度の受入れ分野）のうち就労を通じて技能を修得させることが相当なもの

## 基本方針・分野別運用方針

育成就労制度の**基本方針**及び育成就労産業分野ごとの**分野別運用方針を策定**する（策定に当たっては、有識者や労使団体の会議体から意見を聴取）。  
分野別運用方針において、生産性向上及び国内人材確保を行ってもなお不足する人数に基づき**分野ごとの受入れ見込数を設定**し、これを**受入れの上限数として運用**する。

## 育成就労計画の認定制度

育成就労外国人ごとに作成する「**育成就労計画**」を認定制とする（育成就労計画には育成就労の期間（3年以内）、育成就労の目標（業務、技能、日本語能力等）、内容等が記載され、**外国人育成就労機関による認定を受ける**）。

## 監理支援機関の許可制度

（育成就労外国人と育成就労実施者の間の雇用関係の成立のあっせんや）育成就労が適正に実施されているかどうか監理を行うなどの役割を担う**監理支援機関を許可制とする**（許可基準は厳格化。技能実習制度の監理団体も監理支援機関の許可を受けなければ監理支援事業を行うことはできない。）。

## 適正な送出しや受入環境整備の取組

- ・送出国と二国間取決め（MOC）の作成や送出機関に支払う手数料が不当に高額にならない仕組みの導入など、送出しの適正性を確保する。
- ・育成就労外国人の**本人意向による転籍を一定要件の下で認めること**などにより、労働者としての権利保護を適切に図る。
- ・地域協議会を組織することなどにより、地域の受入環境整備を促進する。

高

## 技能レベル

- (就労開始までに)
- 日本語能力A1相当以上の試験（日本語能力試験（JLPT）のN5等）**合格**  
or
  - それに相当する日本語講習の受講

- 技能検定基礎級等

+

- 日本語試験（A1相当以上の水準から特定技能1号移行時に必要な日本語能力の水準までの範囲内で各分野ごとに設定）

⇒これらの試験への合格が**本人意向の転籍の条件**

- 技能検定試験3級や特定技能1号評価試験

+

- 日本語能力A2相当以上の試験（JLPTのN4等）

※ 育成就労を経ずに外国で試験を受験して特定技能1号で入国することも可。

- 特定技能2号評価試験

+

- 日本語能力B1相当以上の試験（JLPTのN3等）

**育成就労  
(3年間)  
(注1)**

受入れの範囲：育成就労産業分野  
(注2)

**特定技能1号  
(5年間)**

**特定技能2号  
(制限なし)**

(注1) 特定技能1号の試験不合格となった者には再受験のための最長1年の在留継続を認める。

(注2) 育成就労制度の受入れ対象分野は特定技能制度と原則一致させるが、特定技能の受入れ対象分野でありつつも、国内での育成になじまない分野については、育成就労の対象外。

# 育成労と特定技能の基本的事項

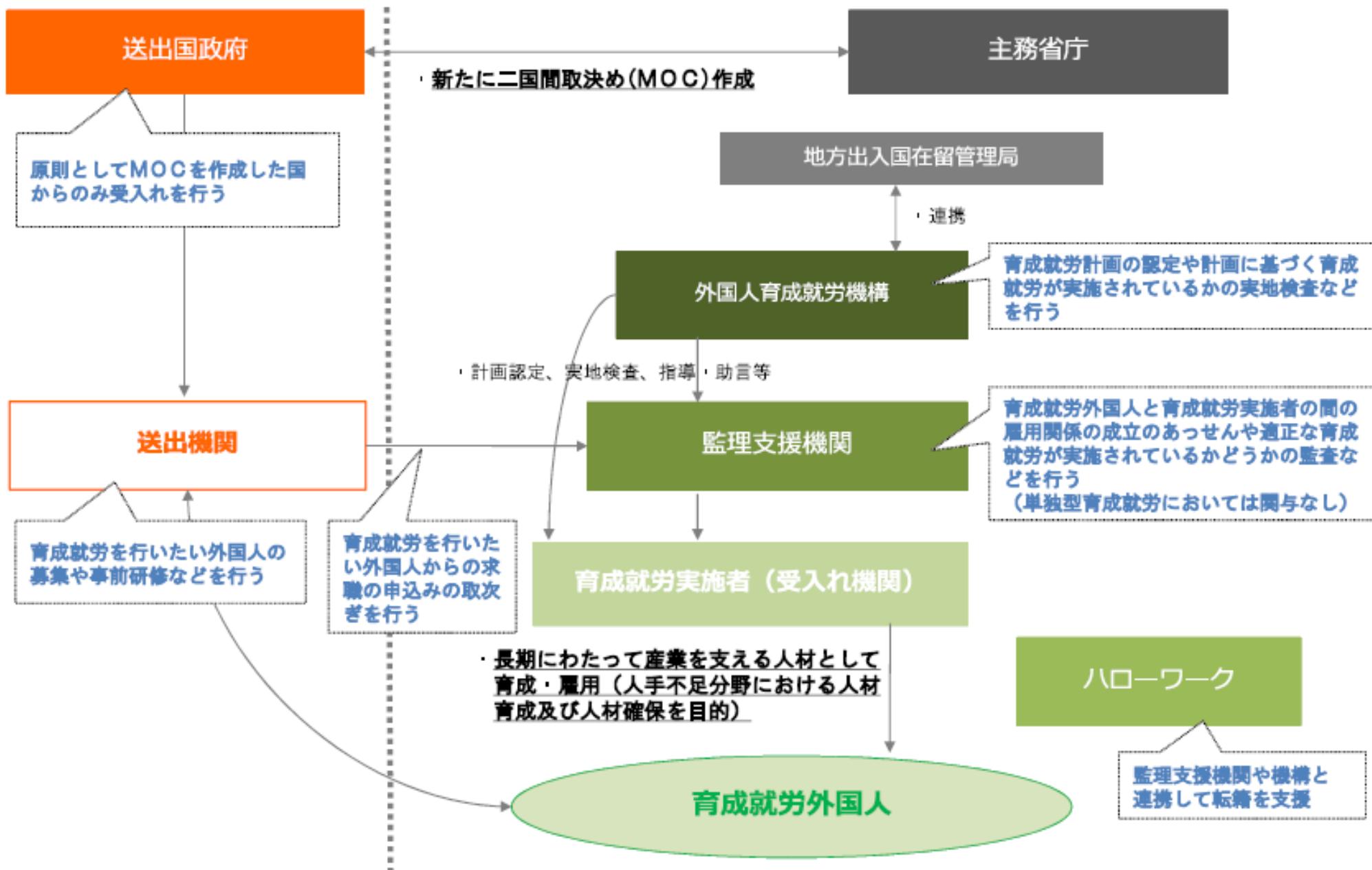
(求められる技能及び日本語の水準、在留期間、家族  
帯同の可否等)

	育成労	特定技能1号	特定技能2号
技能水準 ※1	終了時点で特定技能1号 水準に達することが必要	相当程度の知識又は経験を必要とする技能 (特定技能1号評価試験、技能検定3級等を想定)	・熟練した技能 (特定技能2号評価試験、技能検定1級等を想定)
日本語能力水準 ※1	就労開始前:A1相当(相当講習でも可) 終了時点:A2相当	A2相当	B1相当
期間	3年 (試験に不合格だった場合、最長1年延長)	通算で5年を上限 一部例外を規定 ※2	在留期間の更新回数に上限はない
家族帯同	基本的に不可	基本的に不可	可能

※1 分野別運用方針で定める試験で確認する。

※2 妊娠・出産に係る期間は通算期間に含めない。

# 育成就労制度の関係機関のイメージ



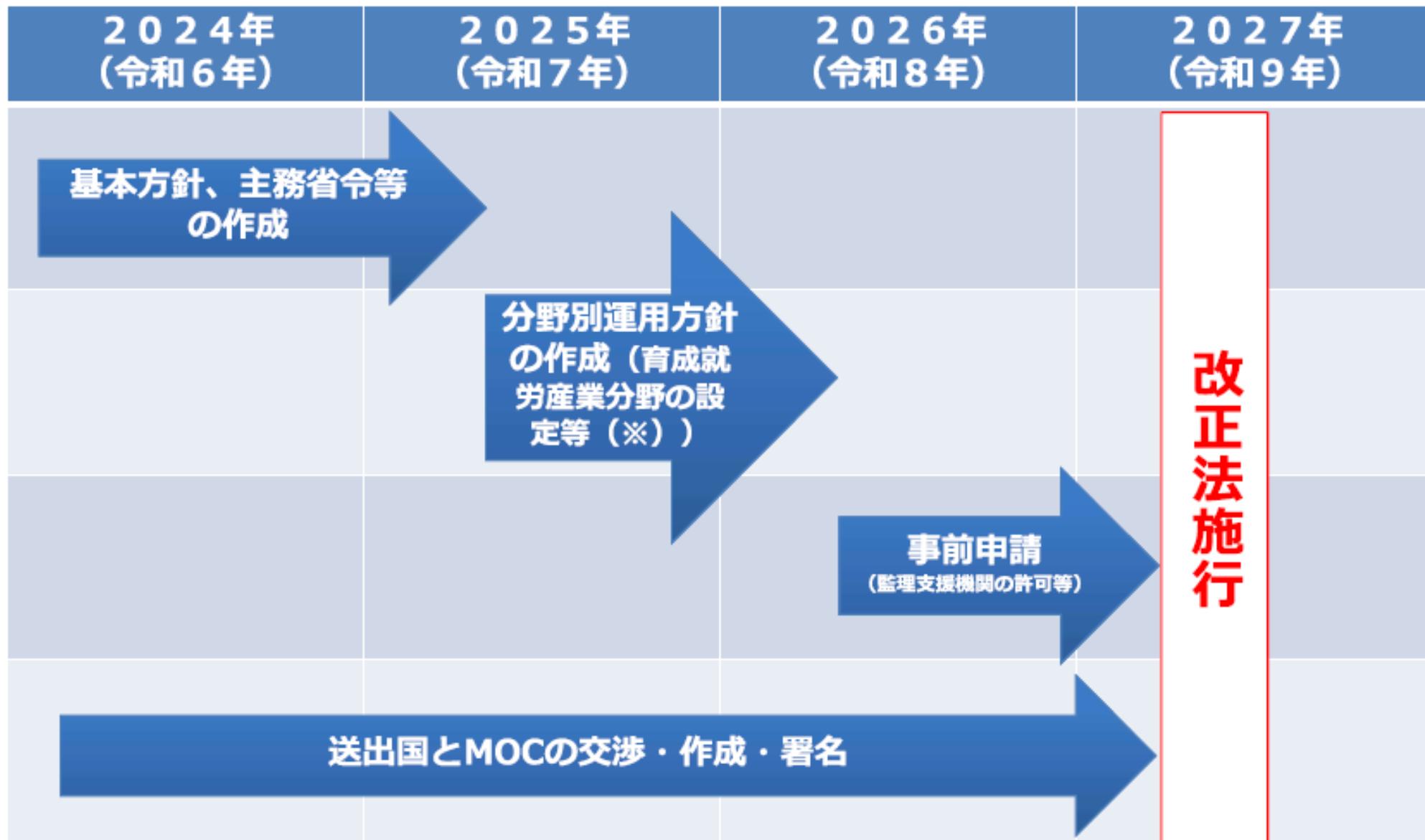
# 施行までのスケジュール（予定）



世界をつなぐ、未来をつくる。  
出入国在留管理庁  
Immigration Services Agency



ひと・くらし・あらいのための  
厚生労働省  
Ministry of Health, Labour and Welfare



※ 育成就労産業分野・特定産業分野の設定は、必要に応じて、改正法施行までの間にも行う。

# 育成労外外国人の受け入れ人数枠について

育成労実施者の常勤の職員の総数	①一般的育成労実施者の人数枠(基本人數枠)	②優良な育成労実施者の人数枠(基本人數枠の2倍)	③優良な監理支援機関の監理支援を受け、かつ指定区域に住所がある優良な育成労実施者の人数枠(基本人數枠の3倍)
301人以上	育成労実施者の常勤の職員の総数の20分の3(15%)	育成労実施者の常勤の職員の総数の10分の3(30%)	育成労実施者の常勤の職員の総数の20分の9(45%)
201人以上300人以下	45人	90人	135人
101人以上200人以下	30人	60人	90人
51人以上100人以下	18人	36人	54人
41人以上50人以下	15人	30人	45人
31人以上40人以下	12人	24人	36人
9人以上30人以下	9人	18人	27人
8人	9人	18人	24人
7人	9人	18人	21人
6人	9人	18人	19人
5人	9人	15人	16人
4人	9人	12人	13人
3人	9人	10人	11人
2人	6人	7人	8人
1人	3人	4人	5人

# 技能実習に関する経過措置のイメージ



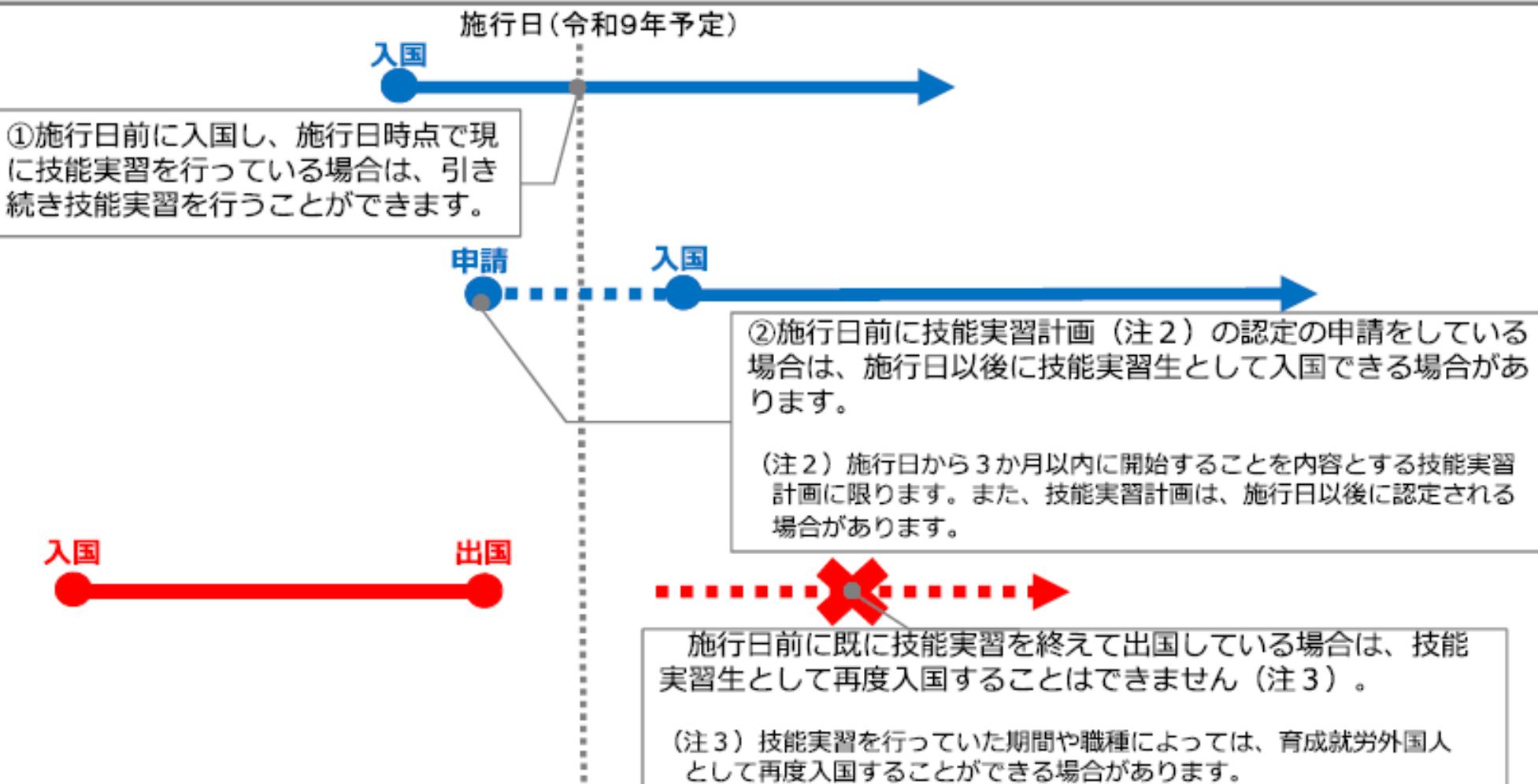
世界をつなぐ、未来をつくる。  
出入国在留管理庁  
Immigration Services Agency



ひととくらし、みらいのための  
厚生労働省  
Ministry of Health, Labour and Welfare

下記①又は②に該当する場合、**施行日後にも技能実習を行うことが可能**であり、要件を満たせば、**次の段階の技能実習までは引き続き行うことができます（注1）**。また、この場合には、**技能実習制度のルールが適用され、技能実習から育成労に移行することはできません。**

（注1）施行日時点で技能実習1号で在留する方は技能実習計画の認定を受けた上で技能実習2号への移行ができますが、施行日時点で技能実習2号で在留する方の技能実習3号への移行については、一定の範囲のものに限られます。



# 技能実習生受け入れに関する留意事項について

# 技能実習生受入に関する留意事項

- 1 認定を受けた実習計画どおりの実習
- 2 人権侵害（暴力・暴言・ハラスメント等）行為の禁止
- 3 関係法令（労働関係・出入国関係）の遵守

# 1 認定を受けた実習計画どおりの実習

- 受け入れのためには実習計画の認定を受ける必要がある。
- 実習計画のとおりに実習を行う必要がある。  
(作業内容、作業の場所、指導員の配置、労働条件、宿泊施設・設備など)  
計画と異なることを行わせると、悪質な場合には認定の取消（技能実習の受け入れの停止）となることもある。
- 計画を変更する場合には事前の変更申請（軽微な変更の場合は事後の届出）を行わなければならない。

## 2 人権侵害（暴力・暴言・ハラスメント等） 行為の禁止

- 雇用主だけでなく、指導を行う従業員も含めて徹底する必要がある。
- 技能実習生との文化の違いなどにより、コミュニケーションとして行った行為が暴力やハラスメントと受け取られるケースがある。
- 親身になって接することに間違いはないが、雇用関係が根底にあることには注意が必要。

### 3 法令（労働関係・出入国関係等）の遵守

- 外国人を技能実習のために入国させ、雇用していることから、出入国関係法令や労働関係法令（労働基準法など）に違反していないことは当然に必要とされる。
- 実習実施者が関係法令違反により罰金刑以上の刑罰を科されると、技能実習生を受け入れるための条件を満たさなくなる。  
※法令違反の内容が技能実習生に関係するかどうかを問わない。

# 検査へのご協力のお願い

外国人技能実習機構は、技能実習生を受け入れている会社や個人事業を訪問して、定期的又は臨時に検査を行っております。

その際、予告なく訪問することもございますが、可能な範囲で検査にご協力いただけますようお願いいたします。

# 受検手続支援のご案内

技能実習計画の認定を受けたら

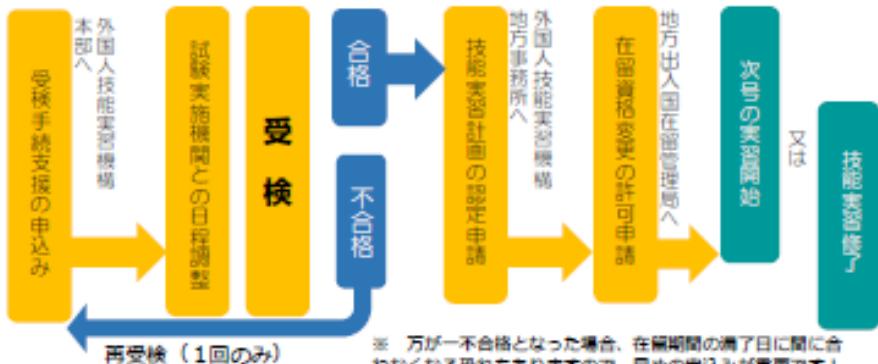
技能検定又は技能実習評価試験の受検申込みは速やかに！

- お急ぎください!  
申込みは  
遅くとも  
1号は、修了の 6か月前まで  
2号は、修了の 12か月前まで  
3号は、修了の 12か月前まで

期限までに申し込んでも希望時期・場所で受検できないことがありますので、  
できるだけ早めの申込みをお願いします。

(例) 第1号技能実習

1月目	～	6月目	～	12月目
←→ 申込み				



実習開始前までに、実技試験で使用する設備、機器を必ずご確認ください。

特に随時2級、随時3級の実技試験は、監理団体又は実習実施者に準備に協力いただく  
設備、機器が基礎級の試験と大きく異なっている場合があります。詳細は、各試験  
実施機関へご相談ください。

技能検定（指定試験機関方式除く）の試験問題は中央職業能力開発協会HPをご確認ください

技能検定試験問題公開サイト 検索

上記以外の試験問題は各試験実施機関へお問い合わせください  
連絡先は以下のサイトでご確認ください

<https://www.jukken.otit.go.jp/shikenichiran.html>

# 受検手続支援サイトのご案内

機関では、技能検定又は技能実習評価試験の  
受検申込みをインターネットで取り次いでいます

受検手続支援サイト

検索



## 試験の円滑かつ確実な実施のためのお願い

- 都道府県が実施する技能検定は一部の種類について実施予定がない場合があります。  
実施予定は、各都道府県職業能力開発協会までお問い合わせください。
- 技能検定委員候補者の推薦にご協力ください(OB・OGの他、実習生を受け入れている企業の方であっても他の企業に所属する実習生の技能検定委員になれる場合があります)。
- 技能検定を、実習実施者が所在する都道府県以外の場所で受検したい場合は、事前に受検を希望する都道府県職業能力開発協会にご相談ください。
- 受検者情報の氏名、生年月日、職種、作業等は正確にご記入ください。
- 実技試験について、試験実施機関から会場、設備、機材の事前準備に関する協力を依頼された場合は、確実にご準備ください。
- 監理団体と実習実施者で受検希望期間を話し合ってから申請してください。
- 効率化のため、集合試験や複数の実習実施者の試験日程をそろえる調整にご協力ください。
- 業務等の都合による受検日の変更是多くの関係者に影響を与えます。極力控えてください。



外国人技能実習機構  
〒108-0022 東京都港区海岸3-5-13 LINO HILLS 3階  
TEL 03-6712-1974 (受検手続支援窓口)

(2024.08)

らんぽう

# 乱

暴はダメ!!



このリーフレットの掲示場所はこちら



必要なのは  
思いやり。

※ 暴行等の人権侵害行為があると、技能実習生等の受け入れができなくなります。



世界をつなぐ。未来をつくる。  
出入国在留管理庁  
Immigration Services Agency



世界をつなぐ。未来をつくる。  
出入国在留管理庁  
Immigration Services Agency

~外国人を雇用する受入機関の皆さんへ~

## こうかんノート 始めてみませんか

- 日本語に慣れるので読み書きが上達します。
- 信頼関係の構築につながり悩みを相談しやすくなります。
- 考えや気持ちを整理し、言語化できるようになります。

こうかんノートのサンプルはこちら



## 日本語教育アプリ

# 「げんばのにほんご」 をご活用ください

日本語教育アプリ「げんばのにほんご」は、技能実習生が、入国前講習、入国後講習、実習期間中等のスキマ時間を利用して日本語学習ができる、スマートフォン向けのアプリです。



※活用イメージ

- 本アプリは、技能実習生の適切な技能習得に必要な日本語の学習を目的として、外国人技能実習機構が開発したものです。インストール及び利用は**無料**です。※インターネット接続によるデータ通信を必要とします。その際の通信料は利用者負担となります。
- 英語、中国語、ベトナム語、インドネシア語、カンボジア語、タイ語、タガログ語及びミャンマー語の8言語に対応しています。
- 令和6年3月現在、本アプリの対象職種は「機械・金属関係職種」、「食品製造関係職種」、「建設関係職種」、「農業関係職種」及び「繊維・衣服関係職種」の5職種です。

▶ iPhoneをお使いの方は[こちら](#)



▶ Androidをお使いの方は[こちら](#)



アプリに関するお問い合わせ先 ▶ [contact@genbanonihongo.com](mailto:contact@genbanonihongo.com)

(86.3 MB)

## 技能実習生の皆さま

「技能実習生手帳」アプリをダウンロードしましょう！  
入国前の技能実習生のみなさんもダウンロードできるようになりました！

このアプリは、技能実習生のみなさんが入国時に配付される「技能実習生手帳」をいつでも、どこでも見られるスマートフォン向けアプリです。

最新の技能実習関連法令や、日常生活に役立つ情報、災害情報、違反の通報や申告手続き、困ったときの相談窓口などを満載した必ず役立つアプリです。

今すぐここから無料ダウンロード→

■ 日本国外で購入した端末でもご利用いただけます！

日本国外からもダウンロードできます。

入国前の技能実習生のみなさんも、ぜひご利用ください。



## 「技能実習生手帳」にはお役立ち情報が満載

- ・日本の各種法令
- ・日本生活のルール（交通、乗り物、宿舎）
- ・労働関係法令  
(労働契約、解雇、労働時間と休憩・休暇、賃金など)
- ・社会保険、労働保険
- ・税金（所得税・住民税）
- ・労働災害
- ・技能実習が困難になったとき  
結婚・妊娠・出産をしたとき
- ・各種相談窓口
- ・申告制度
- ・外国人技能実習制度の概要

## 日本での生活に必須！アプリ限定の使える機能

- ・プッシュ通知により機関からさまざまな情報をお知らせ
- ・母国語相談窓口：  
日本での生活、技能実習のことなど、困ったらご相談ください
- ・災害情報：地震や風水害の情報をリアルタイムに確認
- ・事務所検索（大使館）：あなたの国の大使館情報
- ・アプリ共有：Facebook、Twitter、LINE、メールなどで周りの人たちとシェア

※ アプリの利用により個人の情報などは収集されません。

■お問い合わせ先

外国人技能実習機構（OTIT）指導援助部援助課 TEL 03-6712-1965



ご清聴ありがとうございました。